

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度第1回所沢市入札監視委員会
開 催 日 時	令和3年5月31日（月） 午後1時55分から
開 催 場 所	所沢市役所4階 入札室
出席者の氏名	新井 哲也（埼玉県川越県土整備事務所 所長） 高島 誉章（公認会計士） 小寺 智子（弁護士）
欠席者の氏名	なし
議 題	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 2 審議事案の抽出結果報告 3 抽出された事案の審議 4 その他
会 議 資 料	1 会議次第 2 入札方式別発注工事総括表（様式第1号） 3 入札方式別発注工事一覧表（様式第2号） 4 入札参加停止等の措置状況総括表（様式第3号） 5 入札参加停止等の措置状況一覧表（様式第4号） 6 抽出事案説明書（様式第5号）
担 当 部 課 名	【担当課等】 （建設部）森田営繕担当参事、牧田営繕課主幹 樋口営繕課主幹、相沢道路維持課長 石井道路維持課主査 （環境クリーン部）奥村みどり自然担当参事 村中みどり自然課主幹、増田みどり自然課主査 （上下水道局）山下総務課長、羽賀総務課主査 岩崎下水道維持課長、荻野下水道維持課主査 【事務局】 青木総務部長、柳田総務部次長、奈良契約課長 他 契約課職員

発言者	審議の内容
	<p>議 事</p> <p>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告</p> <p>令和2年10月1日から令和3年3月31日までの市、上下水道局発注工事における入札方式別件数及び入札参加停止等の措置状況について事務局より報告した。</p> <p>2 審議事案の抽出結果報告</p> <p>審議の対象となる事案の中から、落札率が著しく低い事案1件、落札率が著しく高い事案3件（指名競争入札、一般競争入札、随意契約）、応札が1者のみの事案1件の計5件を抽出した旨、抽出委員より報告があった。</p> <p>3 抽出した事案の審議</p> <p>①「所沢市立柳瀬小学校外1校屋上防水改修工事」</p> <p>抽出理由：落札率が低い。</p>
<p>委員 契約課</p>	<p>高額案件の一般競争入札で落札率 78.94%にとどまっているのは、どのような要因が考えられますか。</p> <p>聴取を行ったところ、要因としては、防水改修工事が専門的な工事であり、今回の受注者は類似する工事の実績が多数あることから、効率的な施工管理が可能であり、また資材調達先や下請け人との長年の信頼関係により、低価格での納入及び施工が可能であるということです。さらに、少人数の会社経営のため、一般管理費を会社経営に支障のない程度に最低限まで抑えていることも、要因の一つではないかと考えております。</p>
<p>委員 契約課</p>	<p>入札記録表によると、入札価格が調査価格を下回ったため落札決定保留ということですが、保留している間に決定に至るまでにどのような作業をして落札を決定するのかを教えてください。</p> <p>本件は、入札記録表にもございますように、低入札価格調査が適用された工事です。令和2年10月16日に開札を行い、アポロ工業株式会社が落札候補者となりました。通常、入札記録表の上部右にございます調査基準価格を下回らない範囲であれば、入札価格をもって、事後審査を経るまでの間、落札候補者という形にしております。それに加え、調査基準価格を下回る入札額であった案件については、低入札価格調査を工事発注課、今回でいうと営繕課に、落札候補者との面接等で調査を行います。調査内容としましては、材料費の調達の関係や、下請け工事の発注の有無、労務者の調達見通し、労働環境の調査などで、適切に工事の金額を見積もっているかを確認し、工事発注課と契約課において契約履行に問題がないと判定した場合に、開札日より土日休日を除いて14日以内に契約課に</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>おいて落札決定をいたします。</p> <p>埼玉県は、建設工事の低入札価格調査制度実施要領というものが、あり、入札金額が失格基準価格と調査基準価格の間となった場合、本当にその中で工事が可能なのかということ进行调查するのですが、その後の契約条件が厳格になります。例えば、工事の話ですが、配置技術者の専任というものがあって、金額に関係なく専任としなくてはならないとか、追加技術者の専任・配置、契約保証金額の増額等です。通常の契約保証金額は請負金額の10パーセントですが、30パーセントに上げます。また、瑕疵担保の期間を延長する等です。大体1年つけるのですが、低入札の場合は倍の2年になります。コンクリートの場合は通常2年ですが、低入札だと倍の4年は瑕疵担保を付けます。また、工事成績をつける際に、工事成績が85点未満だった場合は、その後1年間は、失格基準金額と調査基準価格の中での落札は認めません。そういったいくつかの条件を付しておりますが、所沢市は今の話だと、工事がその金額で実施可能かということ进行调查して、それだけで終わりにになってしまうということですか。</p>
契約課	<p>所沢市の場合ですと、現場代理人の兼務を認めないという状況です。</p>
委員	<p>現場代理人を置かなければならないということになると、当初の予算や目論見と少し違ってしまわないでしょうか。調査基準価格よりも低額で入札をする場合は、それを覚悟のうえで入札していると考えてよろしいですか。</p>
契約課	<p>それは承知の上、応札していただいているものと考えます。</p>
委員	<p>工事一覧表を見ると、防水工事案件は相対的に落札率が低いようです。ほとんどが9割以上ですが、防水は8割強が多くなっています。防水工事は従前から相対的に落札率が低かったのですか。</p>
契約課	<p>昨年度の第1回、第2回入札監視委員会につきましても、防水の関係の案件が低入札ということで審議対象となりました。また、工事一覧表でもいくつかというお話をいただきましたが、本案件の柳瀬小学校のほか、並木小学校屋上防水改修工事、総合運動場の防水改修工事、児童館の防水及び外壁改修工事等が、低入札価格調査の対象となりました。</p>
委員	<p>今回の案件で、一者だけ極端に低くて他の入札者は低くないようです。他の工事も同様ですか。それとも他の案件は、相対的に入札者が全部低いのですか。</p>
契約課	<p>確認はしておりませんが、本工事につきましては、一般競争入札一抜け方式という手法で、同時に3件の工事をまとめて告示をし、最初に落札した業者は次の工事の入札を無効とする形で執行している工事です。設計金額は8,175万2,000円でしたが、所</p>

発言者	審議の内容
	<p>沢市営住宅泉町団地2号棟外付属施設屋根及び外壁改修工事が5,400万円ほど、所沢市立並木小学校屋上外防水改修工事が4,587万円、この3工事を一抜け方式で、まとめて同日に入札を行っているものです。アポロ工業株式会社は3工事の中で設計額が一番高い本工事に少し頑張って入札し、そこで抜けているのかなという印象があります。</p>
委員 契約課	<p>一抜け方式かどうかは、応札者は入札段階でわかるのですか。 告示にその旨を出していますので、最初の工事で落札となった業者は次以降の入札が無効ということで、承知しています。</p>
委員	<p>ある程度、応札業者の戦略というか、だんだん応札者は少なくなっていくということによいですか。最後の方に残った業者が高い金額で落札できる可能性が高くなるということ、それは各工事会社の戦略で値段が高くなっていくという流れでよろしいですか。また、何者応札したかはわからないということによいですか。</p>
契約課	<p>それぞれの案件に何者応札したかはわかりません。金額が一番大きい本工事については、戦略的には少し下げてでも落札という部分はあろうかとこちらも考えております。</p>
委員 契約課	<p>ここに応札している業者は、すべて防水の専門業者なのですか。 所沢市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に登載され、防水工事業を希望している者です。</p>
委員	<p>ある程度戦略で安く応札したということで、安く資材を調達したとか、いろいろ理由はありますが、それは大体どこも同じだと思います。アポロ工業株式会社が特段防水の値段を安くできるとは考えにくく、問題は低入札の場合はどうやって品質管理を保てるかということが一番大事なポイントです。品質はどうかということで、事前に見積書や積算書だけを見てわかるものなのかということはありませんが、それで判断するしかない、低入札の場合は形式基準でやるしかないと思います。また、低入札でも検査基準を特別厳しくするというのではなく、通常通りの検査基準ということですか。検査終了の検査をするときに、通常検査と同じということでしょうか。</p>
契約課	<p>検査については、特に低入札で基準を変えるようなことはありません。</p>
委員	<p>そこがしっかりとチェックされているかどうかということが、ポイントになるかもしれません。これまでの経験から低入札はたくさんありましたが、問題になった工事は今までなかったということによいでしょうか。</p>
契約課	<p>今回の工事の検査結果につきましては、品質に問題はなく、ほかの工事と変わらない検査評点です。それから、先ほど申しあげました低入札の価格調査につきましては、工事発注課の面接等で、先ほ</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>ど申し上げた内容等も含めて、材料の調達や工事費の関係、人件費等の細かい項目を確認していただいて、それに基づいた工事の監督というものがありますので、そういった部分は低入札調査の時の聴取を参考にしながら、監督の中でやっていると考えております。</p> <p>今のご質問に関連して2つお伺いします。一つは、一抜け方式について、この入札と同じ令和2年10月16日に行われていると思いますが、アポロ工業株式会社はこれで一抜けできるかどうかはわからないわけですよね。そうすると、他の2件についても価格は決めてくるのですか。もう1点ですが、低入札価格の調査は、営繕課の説明の中で、専門的な業者であって効率的な管理ができ、少数制でやっているとのことでしたが、低入札価格調査の場合は、仕入れ材料はこのくらい必要で、それはいくらくらいかかりますとか、具体的な金額に踏み込んで調査をされるということによろしいでしょうか。</p>
契約課	<p>一抜け方式は、今回ですと3件告示をしますが、それぞれ同じ期限までに入札をしていただきます。アポロ工業株式会社については他の2件についても応札しております。ただ、1つ目の工事で落札候補者となりましたので、それ以降の2つの工事につきましては、無効とします。この3つの工事のどれに応札するかはそれぞれ業者さんのほうの選択になりますが、期限までにそれぞれの工事にそれぞれの入札をしていただくという形になります。</p>
委員	<p>どの工事が自分で受注できるかというのはわからない状況だということですか。</p>
契約課	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>入札の場合は県もそうですが、工事の公告の時に1者入札の案件だと示しています。1番目を落札すると、2番、3番については無効になり、2番を開けるときに一番低い会社がとり、そこがまた無効になり、次は3番ということになります。</p>
委員	<p>順番もあらかじめ公示されているわけですか。</p>
契約課	<p>はい。設計金額が高い順に開札します。</p>
営繕課	<p>2点目の低入札価格の調査については、「所沢市建設工事低入札価格取扱要綱」により、業者から内訳書の提出を頂き、設計との比較を行います。今回の場合は防水改修の項目が6割強ぐらいです。材料は今までお付き合いのある納入業者から安く調達でき、一般管理費については、少人数の会社であるため、必要最低限の計上とし安くしたとのことでした。一番懸念される、施工管理の状況と、下請けへのしわ寄せですが、聞き取りの中で施工に関しても適正に行うという確約書をいただき、それをもって契約課に報告をしている状況です。</p> <p>(意見等)</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>今の説明により、適正に調査していると思いますが、下請け保護のためにも、失格基準価格と調査基準価格の間に納まっているということは、何らかのダンピングが起り得るということです。適正な価格帯の中で勝負するというのが、業者育成のためには一番良いのではないかと思います。ですので、県と同じにしろというわけではありませんが、入札金額が失格基準価格と調査基準価格の間に入った場合の契約条件をもう少し付けたほうが、最初の入札についても、適正な入札に近づくのではないかと思います。</p>
委員	<p>特に労務費構成が高い工事について、労務費の単価等に過剰なしわ寄せをさせないということが一つ、要するに安い金額で応札することの原資として、人件費を大幅に削って、適正な労務費を払っているという上での応札価格というのが、なかなかヒアリングベースだとわからないでしょうが、そこをきちんと判断する、具体的にどのような方法があるかというのは見えないのですが、そこは注視してヒアリングをしていただくことが必要かと思います。どうしても労務費にしわ寄せがいくと思います。防水工事は人工作業が多いし、機械的にやるのではなく、労務費の多いところは注目してヒアリングなり面談をやる必要があると思います。</p> <p>②「所沢市立並木公民館自動扉設置等改修工事」 抽出理由：落札率が高い</p>
委員	<p>指名競争入札ですが、落札率が99.23%と100%に近づいているのは、どのような要因が考えられますか。</p>
営繕課	<p>本工事は、自動扉の製品としての単価が工事費の大部分を占めており、受注生産品のため値引きもほとんど期待できないことから、設計額が実際価格に近い金額となったと考えます。受注者に確認したところ、この工事による利益はほとんど期待できないが、仕事が閑散期にあったため応札したとのことでした。</p>
委員	<p>4者入札していて、入札価格が386万円、387万円、388万円と、1万円違いなのですが、こういったことはあるのでしょうか。</p>
契約課	<p>設計金額とそれぞれ各社の見積金額のほうが、同じような感じだったのではないかと考えております。先ほどの防水のように極端に1者が低いということではなくて、本案件の設計金額が500万円以下ですので、C級の業者にお願いするような部分で、恒常的にこういった仕事を請け負っていない中で、メーカーに発注するような、自動扉の装置といったものを調達するにあたっては、設計金額と同じような、さほど値引きを期待できずに、どの業者も同じような金額になったのではないかと推察しています。</p>
委員	<p>利益はないが、閑散期だから応札したということですが、自動扉</p>

発言者	審議の内容
<p>当繕課</p>	<p>の仕入れ価格よりは高いということでしょうか。 当然、利益率は低い、もともとの設計の中の直接工事費の約6割になっています。利益率は低いですが、全くもうけが出ないわけではありません。</p>
<p>委員</p>	<p>受注生産とのことでしたが、仕様書を決めたら、自動扉の発注先は決まってしまうのですか。</p>
<p>当繕課</p>	<p>今回、設計の中でも3社から見積もりを取っています。</p>
<p>委員</p>	<p>その中から応札者を選ぶということですか。</p>
<p>当繕課</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>委員</p>	<p>その金額は、メーカーから出ているのですか。</p>
<p>当繕課</p>	<p>やはり請け負った業者が、お付き合いがある場合、今までの受注の経験から少し安くなったりすることはあります。</p>
<p>委員</p>	<p>1者辞退していますが、仮に2者辞退した場合どうなるのですか。</p>
<p>契約課</p>	<p>電子入札の場合、1者の応札でも有効としております。 (意見等) なし</p>
<p>委員</p>	<p>③「桜洲橋修繕工事」 抽出理由：落札率が高い。</p>
<p>委員</p>	<p>一般競争入札で落札率が99.67%と100パーセント近くなっているのは、どのような要因が考えられますか。</p>
<p>契約課</p>	<p>本件は一般競争入札であり、設計金額が公表されています。入札業者は高価格にて契約することを目指しておりますので、1回目の入札につきましてはあまり価格を下げずに入札したと考えられます。また本工事は、河川区域内での工事であり、占用許可の条件として、施工時期が11月から5月までの湯水期に限定されておりました。入札時期である12月は、工事業者にとっては繁忙期であり、現場代理人等に配置する技術者が他の工事に従事していると考えられることから、応札者は2者と少数になったものと考えられます。応札者が多ければ、落札価格も低くなったものと考えます。</p>
<p>委員</p>	<p>電子入札システムを使う場合と使わない場合があるということですか。</p>
<p>契約課</p>	<p>工事入札につきましては、一般競争入札、指名競争入札とも、原則電子入札で執行しています。</p>
<p>委員</p>	<p>補足ですが、紙の場合も申請して受理されれば入札できるかと思えます。</p>
<p>契約課</p>	<p>代表者の変更などで、ある一定の期間電子入札の参加できないことが確認された場合は、紙の参加申し込み、入札をしていただき、その内容を電子入札システムに登録し、執行します。</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>(意見等) なし</p> <p>④「狭山湖ふれあい橋周辺整備工事（ゼロ債務）」 抽出理由：落札率が100パーセントである。 随意契約ですが、落札率が100パーセントとなるのは当然のことでしょうか。</p>
契約課	<p>随意契約の落札率が100パーセントとなるのは当然とは考えておりませんが、当初予算額が公表されておりますので、ありえないことではないと考えます。1者特命に関しては、当工事は令和2年度狭山湖周辺人道橋建設工事（ゼロ債務）の周辺整備工事です。令和3年3月28日に橋の供用を開始したため、利用者の安全確保等をしたうえで施工する必要があり、本体工事を受注、施工し、橋の構造、現場の地形的状況、周辺道路の交通状況を十分把握した株式会社本橋組と随意契約を行うことで、より一層の利用者の安全性の確保及び円滑な施工が可能と判断したことから、所沢市工事請負業者等選定委員会にも諮り、1者特命としたものです。単年度に複数回大規模工事を受注することにつきましては、受注者に受注意欲があり、受注者の組織的体力があるのであれば、通常としてはどうかわかりませんが、ありうることだと考えております。</p>
委員	<p>2点質問があります。一つ目は、予算額が公表されているので、落札率が100パーセントはありうるということですが、予算額というのはこの点についての予算額ですか。この工事は、いろいろな関連工事等がありますが、これはこの工事からすると、3,080万円というのが一目瞭然でわかるのですか。予算の公表のされ方がよくわかりません。この工事の予定価格自体が公表されているのでしょうか。2点目ですが、単年度に複数回大規模工事を受注する業者がいるかどうかについては、業者の意欲と組織力によるとのことなのですが、本橋組が事案③の道路維持課の工事を落札しているのですが、担当課が違うので、横の連絡はないと思ってよいですか。最終的に契約課が総括するという流れでよろしいのでしょうか。</p>
契約課	<p>1点目の予算の関係ですが、所沢市の予算のくくりとしては、事業別に事業費を予算上出しているものもありますが、今回の工事につきましては、この金額をもって予算書のほうに、具体的な工事名と合わせて、この金額で予算がどなたでも見られるように公表されている部分です。</p>
委員	<p>3,080万円であると公表されていたということでよいのでしょうか。</p>
契約課	<p>そのとおりです。2点目につきましては、今回の人道橋の本体工事、また周辺整備工事と、事案③の案件との関連は、全くございま</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>せん。この随意契約につきましてはこちらからお願いしたのですが、桜淵橋につきましては一般競争入札なので、業者のほうで技術者の配置等も含めて応札可能な範囲ということで、応札されたものと思います。</p> <p>最終的に④の工事については、みどり自然課から随意契約をお願いしたということになると思いますが、随意契約をお願いするにあたって、事前に契約課に、この業者に随意契約をお願いしたいというような相談等があって、随意契約にするのですか。総括をするというのは、どのような手順なのかを伺います。</p>
契約課	<p>この案件につきましては、発注金額等も合わせまして、今回の所管課であるみどり自然課から工事請負業者等選定委員会に、株式会社本橋組に1者随契でお願いしたいということを諮りまして、認められたものです。工事請負業者等選定委員会というのは、庁内の工事発注や物品発注等をする所管の部長で構成する委員会で、発注の経緯や、先ほどのような選定の理由を説明し、了承されたものです。</p>
委員	<p>契約課は選定委員会のメンバーに入っており、事前に知っていたということよろしいですか。</p>
契約課	<p>契約課は事務局ですので、あらかじめ発注課より選定の名簿の提出を受け諮ったものですので、当然相談から含めて承知しております。</p>
委員	<p>随意契約の中でよくあるかもしれませんが、現工事施工主、例えば今やっている工事の施工者に随意契約を発注したというような形ですよね。よくあるのは、間接工事費等が調整されているかということをお伺いします。例えば、随意契約という形の中で、直接工事費からいろいろありますが、別個に発注するのではなくて、合併という形の中で、直接工事費については最初にやっていた現工事の大きな工事費があって、随意契約の中で上げてきます。上げてくる2つの工事を全部合わせて諸経費とし、その諸経費が随意契約のほうにも反映するということになるので、普通の随意契約を積算するのと、前の大きな工事があって、大きな補正をするのだと、若干工事金額は下がってくるのですが、その辺を加味したのかを伺います。</p>
みどり自然課	<p>結果、随意契約という形をとらせていただきましたので、単独発注方式の設計をさせていただいております。</p>
委員	<p>どうして単独発注にしたのですか。単独発注というのは、今言った中で、間接費等は親工事たるものについては除外してしまい、随意契約の3,080万円という形のものを、単独に設計して、それを現工事している会社に契約したということですよ。</p>
みどり自然課 委員	<p>そのとおりです。 親工事と一緒にすれば効率的、効果的だという話があって、親工</p>

発言者	審議の内容
みどり自然課	<p>事会社について随意契約をしますというような話だったのですが、単独発注にした理由を教えてください。</p>
委員	<p>現工事の前年度に行いましたのは、橋の本体工事で、主に土木でやっておりますけれども、建設的な要素を多分に含む工事でした。造園やその他の土木工事ということですので、当市のほうからすると、同じ業者でありながらも、関わってくるので、先の工事を依頼し、次の工事について経費を除外いたしますと、全然違うこととなりますから、当該工事にマイナスが多分に出てくることとなります。そこで、単独発注という形をとらせていただいております。</p>
みどり自然課	<p>積算体系が同一の工事ですが、工種自体が同種か異種かということで、異種と判断したということですか。</p>
委員	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>本体工事を令和2年度に施工しています。その時は当然周辺整備工事は予見できるわけです。</p> <p>本体は令和2年度のゼロ債務でやっています。予算の枠組みに障害があるのか、それとも工期が令和2年だけ伸びてしまう、長い工期はできないということなのか、一括発注できない理由を伺いたいと思います。</p>
みどり自然課	<p>橋の本体工事につきましては、落札までに3回入札が行われました。1回目が不調に終わり、2回目が中止で、3回目の入札でやっと落札をした経過がございます。その理由としては、当初考えていた工期が少し短かったとか、単純に経費が少し足りなさそうだとか、あるいは災害復旧工事や各都市の都市開発による鉄材の不足から、当初は鉄で設計していたのですが、高騰してしまった、さらには加工する業者もなかなかいなかった、そこで設計変更を起こしてコンクリートに変えたという経緯がございます。そうしたことで、だいぶ私どもも慎重になりまして、本体工事と周辺整備工事を継続費でまとめてやったらどうかという検討もしたのですが、そうしたいろいろな経緯がございますことから、これはやはり2回に分けたほうがいいだろうということで、一括契約にしなかったということがあります。また、新型コロナウイルス感染症もありまして、工期が予測通りに納まるかどうか心配ということもありましたので、私どもとしては、現地等で交通事故等が起きていたものですから、まず先に集中して橋を完成させようという意図があり、工事を2つに分けて発注したということです。</p>
委員	<p>そういう障害がなければ、仮に令和2年度の工事で、令和3年度の終わりのほうになっても令和2年度の予算で一括発注できるという理解でよいでしょうか。</p>
みどり自然課	<p>手法としては、継続費という方法をとれば、そういうことも可能であるということはいえます。</p>

発言者	審議の内容
委員	そのほうが効率的だと判断したら、そういった手法もとれるということですか。
みどり自然課	その可能性はあります。 (意見等)
委員	最初の本体工事を受注できれば、次の周辺工事を取りやすくなるということは、ありうることだと思いました。本日の抽出事案の説明書は、私的にはよくわかりました。すでに工事がなされている、同一現場である、だから同じ業者がいいのだろうという流れはわかりましたが、そうすると本体工事が受注できれば、次の工事を受注しやすくなるわけだから、そういう意味では、入札監視委員会条例では、入札及び契約の適正化ということですが、最初に受注した業者だけではなく、最初に受注できれば次も行けるなという予測可能性とか、本来ならば、この理由はごもっともだと思うのですが、広くいろいろな業者が第2期工事をできるようなシステムがあってもいいのではないかと思います。
委員	補足ですが、やはり経験の中から工事の主要な項目を取ってしまうと周りのところはどうしても疑義があります。そういった中で、他の業者にも受注機会を公平公正に与えるためには、なるべく経験値をなしにする、違う新しい会社が工事をとれるようにしてもらったほうがいいのではないかと思いますという意見ですよ。
委員	そのとおりです。
委員	よく考えていただいて、本当にその業者ではないとダメだというものについては、随意契約を使い、他の会社でもできるというものは、極力一般競争入札等を使っていただきたいと思います。
委員	私は本職は弁護士なのですが、前の工事をやっていた業者は工事が終わっても次の工事について今までやっていた工事の説明をしなくてもいいということは当然ないので、必要ならば工事が終わった後も説明をする義務があるという前提で、先ほどの意見を申し上げました。
委員長	入札方式別発注工事総括表にあります。随意契約は2件ですから、大変少ないと思われ。原則は競争入札なので、随意契約はどうしてもという形の中で、この比率についても1.78パーセントであればということだと思いますが、極力随意契約は少ないほうがいいのかと思います。
委員	<p>⑤「松葉町地内ほか下水管布設替工事」</p> <p>抽出理由：1者入札である・落札率が100パーセントに近い一般競争入札で1者入札ですが競争原理が働かなかった理由と、落札率が99.13%と100%に近づいているのは、どのような要因が考えられますか。</p>

発言者	審議の内容
総務課	参加申請後辞退をした業者に、辞退理由を確認したところ、作業内容が下水管の布設替え工事のため手間がかかること、交通が錯綜している現場なので難工事になり、利益が出にくい等の理由で辞退したとのことです。
委員	1者入札ですが、県の場合不調とします。不調にならなかった理由はあるのですか。
総務課	本件につきましては、電子入札で執行されているもので、応札してきた業者自身が1者であるかどうかわからないということになります。そういった意味で、競争性が保たれないということにはならないと考えておりますので、所沢市の場合は、電子入札の場合は1者入札を認めているところでございます。
委員	今の話で、やはり応札者が少ないというのは新所沢駅前で、往来が激しいところで、人の整備も大変だと、そういう意味で難工事ですということですね。そういう事情は分かっている、整備等で採算がとりにくい、じゃあ最初から応札者が少ないということは読めるわけですよ。例えばじゃあどうするかというと、応札者を多くし競争原理を働かせるためには、指名競争入札として何者か呼んで、その中で競わせる、今回こういう立地だということなので難しいということが分かっているならば、そういった選択肢もあるのではないのでしょうか。
下水道維持課	所沢市建設工事競争入札参加者の設定に関する要綱に基づいて、金額が1,000万円から5,000万円はB級になります。B級だけで、49者参加資格対象者がおりますので、競争性はあったと判断しております。
委員	繁忙期ではないときにこういった工事をやると。繁忙期だと応札する業者は少ないでしょうから、工期はいつにしたのでしょうか。
下水道維持課	10月から2月末です。
委員	それを工夫してやるというのが知恵かなと思います。
委員	(意見等) 所沢市の入札方式からすると入札成立でいいということですが、当初からこの工事については応札者が少ないのではないかと予想できないのであれば、1回流した後に指名競争入札でB級の業者を指名して指名競争入札をすればいいのではないかと思います。
委員	私も同意見で、規則上は所沢市の中でよいのかと思いますが、県民の方々から見た公平性から見ると少し疑問が付くかと思いますが、1者しか基本的になくなって、最初は2者ということで競争性が働くと思いましたが、いざ辞退という形になって1者になって、その金額が落札金額になるということなので、中には、2者が結託をした中で、入札の時に辞退をして、入札をした会社が軽々落札をした

発言者	審議の内容
委員	<p>ということも、中には県民の方には勘繰る方もいらっしゃいますので、そういう風な力をして公平性をこれから広く見せていくためには、一回流してしまっただけで価格帯を変え、数社が入札の意欲が出るような価格帯にする、そうではなかったら入札方式を変えるというような形の中で、複数の競争性の中でやるのがいいのではないかと思います。</p> <p>制度の問題なので、検討することは別として、現状できる枠内での工夫をすれば複数の応札者を導き出せる点はあると思うので、現行の制度内でも、機械的にやるのではなく、知恵を出してほしいと思います。</p>
委員	<p>今回については、意見具申ということではなく議事録をもって市長に報告します。</p> <p>4 その他 なし</p> <p>次回の審議事案の抽出について 審議事案の抽出委員：高島委員</p>